



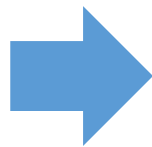
第39回 東京圏国家戦略特別区域会議 神奈川県提出資料

神奈川県

- **国家戦略都市計画建築物等整備事業**
- **国家戦略特別区域地区計画等建築物整備事業**

目指す姿

城ヶ島・三崎地域を「**新たな観光の核**」として、
観光産業の国際競争力強化と、国際的な経済活動拠点形成を推進



インバウンドの推進

国際的な賑わい

羽田空港をはじめ首都圏からの恵まれたアクセス環境を活かし、
城ヶ島西部地区において国際的な経済活動拠点として、
外国人観光客等を対象に、スモールラグジュアリーをコンセプトとした
宿泊施設を整備



適用法令・制限緩和の内容

適用法令

建築基準法 の特例

全国初！

国家戦略特別区域法
第16条の2

→当該地域は第一種住居地域の為、
床面積3,000㎡以内のホテルに限られる

適用法令

都市計画法 の特例

国家戦略特別区域法
第21条

→当該地域は高度地区の制限により、
高さ12mまでの建設に限られる

条例改正

床面積の制限の緩和

→5,000㎡以内のホテル建設が可能になる

地区計画決定

建築物の高さの制限 の適用除外

→高さ14.5mまでのホテル建設が可能になる

【参考】＜開発事業全体構想＞

ターゲット

主に国内外の富裕層

事業効果

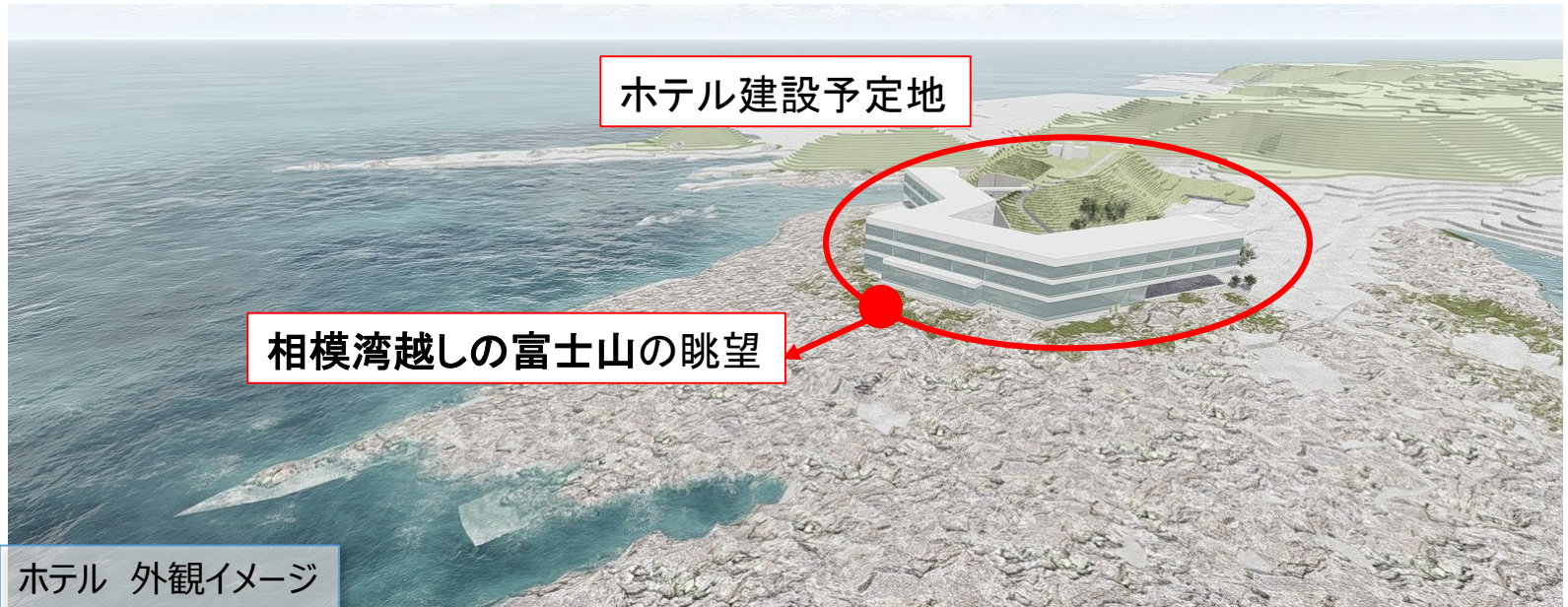
アフターコロナを見据え、城ヶ島西部地区の優位性を最大化し国際競争力を高めるとともに、現在進行している二町谷地区海業プロジェクトによる国家戦略特区を活用した国際的な経済活用拠点形成との相乗効果の早期発現を図る。



ホテル 客室イメージ



相模湾越しの富士山の眺望



ホテル建設予定地

相模湾越しの富士山の眺望

ホテル 外観イメージ